

4号業務取組み状況

4号業務は、使用済自動車等が不適正に処分された場合に行政代執行の措置を講ずる地方公共団体に対し、費用の8割にあたる資金の出えんその他の協力を行うこととしている。支援の対象とする法適用の基準は次の3項目。

- ①原則として公有地への不法投棄であること
- ②行政代執行がなされていること
- ③再資源化処理が為されること

1. 事業実績

4号業務の実績としては、法施行以来3つの自治体の要請に基づき、自治体が実施した行政代執行の費用の8割にあたる総額16,954千円を出えんした。その他、事案調査、事案解消の支援、事業計画支援については30件の相談を受け、対応してきた。

2. 事業の改善取組み

4号業務の適用に至る事案が過去に3件と少ないことから、支援を必要とする自治体による事業の活用が進むよう、次の①～③の取組み強化を行った。また、4号業務の使い勝手を向上するため、運用上の改善策として④の施策を実施した。

- ①放置状態にある廃自動車への幅広い相談対応
- ②事業活用前の現地調査協力の実施
- ③実態調査によるモニタリングの実施
- ④100台以下の中小規模事案に係る申請等手順の簡素化

3. 不適正保管・不法投棄の現況調査

自治体に対して行っている不適正保管・不法投棄の現況の調査については、再資源化支援部が4号業務として特預金を原資に実施している。現時点では自治体により7千台の自動車把握されており、内5千台は不適正保管事案である。本年度は、環境省が施行状況調査として行ってきた類似の調査と一本化して、再資源化支援部が実施している。

4. 調査結果を受けた取組み

前記の調査における調査項目は例年と同等であるが、今回の調査では、不適正保管・不法投棄のいずれの対象となる事案なのか、あるいは放置自動車とし

て自治体独自の条例を含む他法令によって処理すべき事案なのか、切り分けて把握ができるよう留意している。

調査結果は本年6月～7月に取りまとめて主務官庁と共有することとしており、再資源化支援部による対応として次の2つの施策を考えている。

(1) 不適正保管・不法投棄の対象となった事案

所管する自治体と連携して状況把握・意見交換を進め、事案別に次の対応を行う。

①不適正保管事案

自治体による指導の開始・継続等による事案解消に必要な助言・協力を行う。

②不法投棄事案

自治体による指導の開始・継続、廃棄物処理法上の行政代執行等により事案解消が進むよう、必要な助言・協力を行う。行政代執行が計画されている場合は、事業活用の可否等について検討する。

(2) 放置自動車となった事案

再資源化支援部が4号業務として本年度実施している、市町村の廃棄物担当者向けの放置自動車処理に係る理解活動により、事案の解決が図られるよう助言・協力を行う。

以上